

## <労働者を休ませる場合の措置について>

### 主な新型コロナウイルスに関する Q&A

2月1日、新型コロナウイルス感染症に関して、感染症法に基づく「指定感染症」と検疫法の「検疫感染症」に指定する政令が施行されました。

さらに、2月4日以降、厚生労働省から「新型コロナウイルスに関する事業者・職場のQ&A」が公表され、随時更新されています。

■厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html)

## <就業禁止の措置>

### Q. 労働安全衛生法第 68 条に基づく病者の就業禁止の措置を講ずる必要はありますか？

労働者が新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、感染症法に基づき、都道府県知事が就業制限や入院の勧告等を行うことができることとなります。

感染症法により就業制限を行う場合は、感染症法によることとして、労働安全衛生法第 68 条に基づく病者の就業禁止の措置の対象とはなりません、感染症法の制限に従う必要があります。

## <休業させる場合の留意点>

### Q. 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつければよいですか？

新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、欠勤中の賃金の取扱については、労使で十分に話し合い、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えましょう。なお、賃金の支払の必要性の有無等については、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案するべきものとなりますが、労働基準法第 26 条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の 100 分の 60 以上）を支払わなければならないとされています。

なお、休業手当を支払う必要がないとされる場合においても、自宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させることが可能な場合において、これを十分検討する等、休業の回避について通常使用者として行うべき最善の努力を尽くしていないと認められた場合には、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当する場合があります、休業手当の支払が必要となることがあります。

## <感染した方を休業させる場合>

### Q. 労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきですか。

新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますので、休業手当を支払う必要はありません。

なお、被用者保険（健康保険）に加入されている方であれば、要件を満たせば、各保険者から傷病手当金が支給されます。具体的には、療養のために労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から、直近 12 カ月の平均の標準報酬日額の 3 分の 2 について、傷病手当金により補償されます。

### ＜発熱がある方の自主休業＞

#### Q. 労働者が発熱などの症状があるため自主的に休んでいます。休業手当の支払いは必要ですか。

新型コロナウイルスかどうか分からない時点で、発熱などの症状があるため労働者が自主的に休む場合は、通常の病欠と同様に取り扱い、病気休暇制度を活用することなどが考えられます。

一方、例えば熱が 37.5 度以上あることなど一定の症状があることのみをもって一律に労働者を休ませる措置をとる場合のように、使用者の自主的な判断で休業させる場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

### ＜年次有給休暇と病気休暇の取り扱い＞

#### Q. 新型コロナウイルスに感染している疑いのある労働者について、一律に年次有給休暇を取得したこととする扱いは、労働基準法上問題はありませんか？ また、病気休暇を取得したこととする場合はどうですか？

年次有給休暇は原則として労働者の請求する時季に与えなければならないものであり、使用者が一方的に取得させることはできません。事業場で任意に設けられた病気休暇により対応する場合は、就業規則等の規定に照らし適切に取り扱ってください。

個別に判断すべき内容につきましては、適宜ご相談ください。

また、以下に各行政機関の電話相談窓口もご案内しますので、必要に応じてご参照ください。

#### ■厚生労働省による電話相談窓口

電話番号：0120-565653

受付時間：9時00分～21時00分（土日祝日も実施）

#### ■都道府県・保健所等による電話相談窓口（首相官邸HP）

⇒ [https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona\\_news.html](https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html)

#### ■都道府県

都道府県労働局 雇用環境・均等部 指導課

新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口（2月14日開設）